

## 東京海洋大学大学院における既修得単位に関する取扱要項

平成 24 年 7 月 9 日

海洋大規第 123 号

改正 平成31年 2月21日 海洋大規第66号

改正 令和 3年 3月 8日 海洋大規第70号

### (趣旨)

第 1 条 東京海洋大学大学院学則第 26 条の規定に基づく、東京海洋大学大学院（以下「本学大学院」という。）入学前の既修得単位の認定の取扱いについては、この取扱要項の定めるところによる。

### (単位を認定する学修)

第 2 条 本学大学院における授業科目の履修とみなして単位を認定する学修は、博士前期課程の学生が本学大学院入学（転入学，再入学を除く。）前に、本学大学院又は本学大学院以外の他の大学院（旧東京商船大学大学院及び旧東京水産大学大学院を含む。以下「他の大学院」という。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）とする。

### (単位の認定手続き)

第 3 条 単位の認定を希望する博士前期課程の学生は、既修得単位認定願に本学大学院又は他の大学院の成績証明書及び単位を修得した授業科目の内容を示す文書を添えて、大学院海洋科学技術研究科長に提出するものとする。なお、申請は、第 1 年次に行うものし、提出の期日は 4 月入学者にあつては 4 月 20 日まで、10 月入学者にあつては 10 月 20 日までとする。

### (認定単位の限度)

第 4 条 博士前期課程における既修得単位の認定は、15 単位を限度とする。

### (単位の認定)

第 5 条 単位の認定は当該授業担当教員（非常勤講師にあつては、専攻等が指定する教員とする。）が行うものとし、成績の評価は東京海洋大学大学院履修規則第 9 条の規定にかかわらず「認」をもって表すものとする。

第 6 条 既修得単位の認定の結果は、本人に通知する。

### (先行履修による特例)

第 7 条 東京海洋大学東京海洋大学海洋生命科学部履修規則第 11 条、東京海洋大学海洋工学部履修規則第 11 条の 2 又は東京海洋大学海洋資源環境学部履修規則第 11 条の規定に基づく先行履修により修得した単位の認定は、6 単位を超えない範囲で大学院海洋科学技術研究科長が行う。この場合において、認定した単位数は、第 4 条に規定する認定単位の範囲に含めないものとする。

第 8 条 前条の規定に基づき認定した授業科目の成績の評価は、第 5 条の規定にかかわらず当該先行履修によって得た成績の評語をもって表す。

## 附 則（平成 24 年海洋大規第 123 号）

1 この取扱要項は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

2 東京海洋大学大学院の既修得単位等に関する取扱要項（平成 16 年 4 月 1 日海洋大規第 241

号) は、廃止する。

3 廃止前の東京海洋大学大学院の既修得単位等に関する取扱要項により認定された単位にあつては、この取扱要項により認定された単位とみなす。

**附 則 (平成 31 年海洋大規第 66 号)**

この取扱要項は、平成 31 年 2 月 21 日から施行する。ただし、平成 29 年 3 月 31 日に海洋科学部に在学した学生及び平成 29 年 4 月 1 日以後に海洋科学部に編入学又は再入学した学生にあつては、なお従前の例による。

**附 則 (令和 3 年規則第 70 号)**

この取扱要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

## 既修得単位認定願

海洋科学技術研究科長 殿

所属専攻

専攻

学 年

年

学籍番号

氏 名

既修得単位の認定を受けたいので成績証明書及びシラバスを添付の上、下記のとおり願います。

### 記

修得科目名	単位数	認定希望科目名	単位数

単位を修得した研究科・専攻

大 学	大学大学院
研 究 科	研 究 科
専 攻	専 攻